

回答書

業務内容：桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務委託

質問番号	質問内容	回答
1	構内PASが設置されている施設において、関電送配電PAS操作必須とありますが、構内PASの点検時に引込柱に昇柱又は高所作業車にて点検を実施するのですか。	設置形態が「柱上（高所）」となっている施設は、仕様書「8 引込開閉器操作の実施体制（1）」参照。点検にあたっては、全て仕様書「6. 保安管理業務内容」及び仕様書「別紙2 巡視・点検・測定試験基準」に示した安全性の担保及び基準を満たした点検の実施とすること。
2	質問1の際に、関電送配電開閉器での停止操作は必要ですか。	必要
3	質問1の際に、高所作業車にて点検を実施する場合、作業車が近くまで乗り入れできない施設の数をご教示ください。	作業車が近くまで乗り入れできない施設については、桜井市保健福祉センター、桜井駅歩行者専用道路、第1保育所、第2保育所、第3保育所、第5保育所、安倍小学校、桜井中学校、以上8施設。
4	グループ1「桜井市役所本庁舎」は関電送配電開閉器の停止作業は不要で、引込柱の昇柱せずに点検を行うのでしょうか。 別紙1において設置形態が「柱上（高所）」となっている施設については、当該柱上での操作および点検を要すること」と記載がありますが、気中負荷開閉器の精密点検（清掃を含む）に関しましては、高所、地上置きに関係なく、本体に触れての点検となる為、安全上、電力会社の開閉器を開放した上での点検が前提となります。これを踏まえたうえで、市役所に関しましては上記の点検は実施しない為、開閉器操作費用は含まないということでしょうか？	桜井市役所本庁舎は構内PASが地上のため、柱上での点検は必要としないが、点検そのものは行う。点検にあたっては、全て仕様書「6. 保安管理業務内容」及び仕様書「別紙2 巡視・点検・測定試験基準」に示した安全性の担保及び基準を満たした点検の実施とすることとし、その手法は問わないが、そのことにかかる必要な費用は本業務の範囲内とする（仕様書「8 引込開閉器操作の実施体制」も参照）。
5	グループ5の2ヶ所の受電容量が100KVA未満ですが、絶縁監視装置を設置する必要がありますか。	ご質問の趣旨が、グループ3についての質問の場合は、受電設備の受電容量が100KVA未満のため、絶縁監視装置がなくても隔月一回以上の点検に適用されるが、保安管理業務内容を誠実に履行するために絶縁監視装置の設置を妨げるものではない。 グループ5についての質問の場合は、全ての施設が100KVAを超えているため、仕様書「6. 保安管理業務内容」及び仕様書「7. 点検の回数及び時期（1）月次点検」に示した通り。